

2017年 9月 20日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 江崎鐵磨 殿

消費者庁長官 岡村和美 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

内閣府消費者委員会委員長 高 巖 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉 岡 和 弘
電 話 022-727-9123
F A X 022-739-7477

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

当団体は、消費者の権利擁護を目的として設立され、平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づき認定を受けた適格消費者団体です。

国民生活の安心・安全確保の要である地方消費者行政を安定的に推進させるため、以下のとおり意見を申し述べます。

第1 意見の趣旨

- 1 国に対し、地方公共団体の消費者行政の体制・機能強化を推進するための特定財源である「地方消費者行政推進交付金」に関する実施要領について、適用対象事業を2017年度（平成29年度）までの新規事業に限定している点を改正し、2018年度（平成30年度）以降の事業も対象として相当期間継続し、更に既存事業も適用対象に含めるよう求めます。
- 2 国に対し、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務及び適格消費者団体・特定適格消費者団体の活動支援事務等、国の事務処理

の性質を併せ持つ事項に関する予算の相当部分について、恒久的に財政負担を行うよう求めます。

- 3 国に対し、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上等に向け、実効性ある施策を講じるよう求めます。

第2 意見の理由

- 1 地方消費者行政推進交付金の継続について（意見の趣旨1）

平成21年に消費者庁が創設され、国の地方自治体に対する財政支援として、2008年度から「地方消費者行政活性化基金」、2014年度以降は「地方消費者行政推進交付金」による予算措置がとられました。国の財政支援により、地方自治体の消費生活相談体制の整備は一定の成果をあげてきていますが、地域間格差が生じています。また、充実強化が必要なのは相談体制だけに限りません。地方消費者行政の役割は、消費者の苦情・被害を相談窓口で把握し、専門的知見に基づいて適切かつ迅速な被害救済を図るとともに、その情報を迅速に集約して適切に分析し、被害の未然防止・拡大防止のために法執行・事業者規制や消費者啓発の施策を講じ、更に法制度の不備を改善する施策の立案・推進に結び付けることであり、このような機能は、消費生活相談窓口体制の充実に加えて、被害情報の集約や分析、消費者啓発や法執行・事業者規制等のために必要な人員・体制等が確保されて初めて実現するものであるところ、これらの充実は進んでいません。地域の消費者被害を防止する高齢者見守りネットワークの構築や消費者安全確保地域協議会の設置の取組もようやく動き出したばかりです。

そのような中で、地方消費者行政推進交付金の適用対象が、平成29年度までに実施される事業に限定され、また、各事業毎の交付金の活用期（3年ないし最大11年）が定められているため、平成29年度以降、交付金を活用した新規事業を行うこともできず、これまで交付金によって支えられてきた既存事業を継続することも困難となります。このような状況では、漸く充実してきた地方消費者行政が後退し、地域間の格差が固定化してし

まうことになりかねません。

そこで、交付金の適用対象を平成29年度までのものに限定せず、平成30年度以降の事業についても交付金の対象とし、既存事業についても、継続の必要性が高いものについては交付金対象となるよう、要綱を改訂すべきです。

2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担の必要性
(意見の趣旨2)

地方消費者行政が行う事務は自治事務とされています。地域の消費者の相談を受けて助言したり啓発活動をすることは、基本的に地方自治体の役割ですが、地方自治体が行う事務の中にも、以下のように全国の市場の適正化に資するものや国の消費者行政事務を地方で分担しているというべき性質のものがあります。すなわち、

- ① 消費生活相談情報をP I O - N E Tに登録する登録事務は、消費者被害の予防や法執行につながるものであり、国の事務の一端を地方公共団体が担っているものと、また、消費者安全法に基づく重大事故情報の通知事務も、国の消費者被害情報の収集事務の一端を法令に基づき地方公共団体が分担しているものと評価されるべきです。
- ② 都道府県が行う特定商取引法や景品表示法等に基づく行政処分も、その地域の消費者だけでなく全国の市場の適正化・公正を確保するものであり、国の役割の一部を担うものです。
- ③ 各地域の適格消費者団体や特定適格消費者団体が事業者の違法な事業活動に対し差止請求や被害回復請求を行うことも、国の市場の公正確保や消費者の権利を擁護するものであり、都道府県がそのような適格消費者団体等を支援することも国の消費者行政事務の一端を担うものと評価されるべきです。

このような地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的に最低限の水準を確保する必要がある事項については、その一定部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることが必要です。

3 地方自治体の消費者行政担当職員の増員と資質向上（意見の趣旨3）

地方消費者行政には、消費生活相談、消費者被害情報の収集、違反事業者に対する行政処分のほか、消費者に対する啓発・教育、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト、地域の関係団体と連携して見守りネットワークを推進するなどの役割が期待されています。そのような役割を担うためには、専門的知識・経験を備えた地方消費者行政担当職員が必要です。

しかし、平成21年の消費者庁創設以降も、地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、職員の育成や法律専門家等による支援など職員の専門性を補助するための体制整備も進んでいないという実情にあります。

そこで、国において、地方消費者行政担当職員の配置人数の増加や資質の向上のため、配置人数の目安を示したり、研修制度の強化による職員の育成や職員の支援体制をつくるなど、実効性ある施策を講じるよう求めます。

以上